制度名	児童入所施設措置費等国庫負担金	主管課名問合せ先	青少年家庭課 児童育成・母子福祉 G 029-301-3258		
目的・趣旨	児童福祉法に基づき市が行う助産及び母子保護の実施、または市町村が保育の 措置を行った場合における費用に対して経費を補助する。				

〔対象団体〕 市町村

[対象事業]

児童福祉法で規定された以下の福祉の措置

- (1) 助産の実施(妊産婦…助産施設)
- (2) 母子保護の実施(母子家庭の母子…母子生活支援施設)
- (3) 保育の措置(乳児、幼児その他の児童…特定教育・保育施設等)

〔対象経費〕

対象経費の実施に要する経費

[経費負担割合]

国 1/2 県 1/4 市町村 1/4

マ 公	玉	県	市町村	その他	
区 分		坏	111111111	- 는 아기만	
	1/2	1/4	1/4	_	
〔3 年度当初予算額〕 — 千円	〔3 年度補助対象団体〕 日立市外 42 市町村				

[備考]

2年度から水戸市が中核市移行していることから水戸市は対象外